

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

(令和7年4月改定版)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- 年金生活者支援給付金を受け取るには、「年金生活者支援給付金請求書」および「年金生活者支援給付金 所得状況届」の提出が必要です。
- **下記の支給要件を満たす場合は**、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。記入方法等の詳細については、次頁以降をご覧ください。
- 老齢基礎年金を繰下げて受け取る場合、老齢基礎年金を受給するまでの間は、年金生活者支援給付金の請求はできません。なお、老齢基礎年金を繰下げたことにより年金額が増額した場合、年金生活者支援給付金の支給要件を満たさなくなることがあります。

老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金の支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
 - ② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
 - ③ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が以下のとおりである※
昭和31年4月2日以後生まれの方
 - ・老齢年金生活者支援給付金…789,300円以下
 - ・補足的な老齢年金生活者支援給付金…789,300円を超え889,300円以下
- ※ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

老齢（補足的な老齢）年金生活者支援給付金の給付額

・ **老齢年金生活者支援給付金**（次の①と②の合計額となります。）

- ① 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝5,450円 × 保険料納付済期間 / 480月
 - ② 保険料免除期間に基づく額（月額）＝ 11,551円※ × 保険料免除期間 / 480月
- ※ 保険料免除期間に乘じる金額は、毎年度の老齢基礎年金の改定に応じて変動します。
昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,551円
（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,775円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

・ **補足的な老齢年金生活者支援給付金**

5,450円 × 保険料納付済期間 / 480月 × 調整支給率※

※ 昭和31年4月2日以後生まれの方：（889,300円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷100,000円
（計算結果に50銭未満の端数が生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げます。）

※本パンフレットに記載の給付金額等は令和7年4月時点の金額です。

年金生活者支援給付金を受け取るまでの流れ

- ① 同封の「年金生活者支援給付金請求書」および「年金生活者支援給付金 所得状況届」に氏名などを記入
- ② 65歳になる誕生日の前日時点でお住まいの市町村より「年金生活者支援給付金 所得状況届」の証明を受け、「年金生活者支援給付金請求書」と併せて、**誕生日の前日以降に年金事務所に提出**
- ③ 審査の結果、支給要件に該当した場合は、日本年金機構から支給決定通知書が到着
※ 支給要件に該当しない方には、不該当通知書を送付します。
- ④ お支払い月の上旬に日本年金機構から振込通知書が到着
- ⑤ 年金と同じ口座で年金生活者支援給付金を受け取り
※ 原則、年6回に分けて偶数月の15日にその前月までの2カ月分を年金とは別途お支払いします。
例えば、4月には、2月分および3月分の年金生活者支援給付金をお支払いします。なお、15日が土日または祝日の場合は、その直前の金融機関の営業日にお支払いします。

⚠️ ご注意ください

65歳になる誕生日の前日から3カ月以内に請求した場合は、65歳になった月の翌月分からのお支払いとなりますが、3カ月を過ぎてから請求した場合は、請求した月の翌月分からのお支払いとなります。

年金生活者支援給付金請求書の記入方法

受付登録コード		
高齢	障害	遺族
17121	17122	17123
入力処理コード		
高齢	障害	遺族
03001	03002	03003

65歳
到達者用

年金生活者支援給付金請求書

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

①個人番号（マイナンバー） または基礎年金番号	X X X X X X X X X X
②氏名	(フリガナ) キュウフキン タロウ (氏) 給付金 (名) 太郎
③生年月日	⑤昭和 3 4 年 0 9 月 1 0 日
④住所	〒 168 - 8505 杉並区 高井戸西 3-5-24 電話番号 03 (9999) XXXX
⑤届出年月日	令和 X 年 X 月 X 日

※ ①～⑤の上記空白欄内にご記入ください。

※ 年金生活者支援給付金は、年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

- ①：マイナンバー（個人番号）または基礎年金番号をご記入ください。
※ 基礎年金番号（10桁）で届出する場合は、左詰めでご記入ください。なお、マイナンバー（個人番号）を記載した場合は、請求書裏面の【マイナンバー（個人番号）により請求する際の添付書類について】をご参照ください。
- ②：請求者の氏名をご記入ください。
- ③：該当する元号を○印で囲み、生年月日をご記入ください。
- ④：郵便番号、住所、電話番号をご記入ください。
- ⑤：届出年月日をご記入ください。

所得状況届を記入する際の留意事項

① 所得状況届について

- 65歳になる誕生日の前日時点でお住まいの市町村より所得状況届の証明を受けるか、世帯全員の住民票と所得証明書（課税状況がわかるもの）、課税証明書または非課税証明書（以下「所得証明書等」という。）の発行を受け添付してください。
- 令和5年分（または令和6年分）の所得証明は住民税の課税市町村（原則、令和6年1月1日（または令和7年1月1日時点）の住所地の市町村）が行います。65歳になる誕生日の前日時点でお住まいの市町村と住民税の課税市町村が異なる場合は、住民税の課税市町村でご本人と同一世帯の方の所得状況届の証明を受けるか、所得証明書等の発行を受け添付してください。
※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- 令和6年1月1日（または令和7年1月1日）時点で国外に居住していたために、国内の市町村から令和5年分（または令和6年分）の所得証明を受けられない場合は、その旨を備考欄にご記入ください。

② 所得証明対象年について

- 証明を受ける所得状況届の所得証明対象年は、原則、以下のとおりとなります。

65歳の誕生日が以下の期間の方	所得証明対象年※
令和6年9月2日～令和7年9月1日	令和5年分
令和7年9月2日～令和8年9月1日	令和6年分

※ 65歳になる誕生日の前日から3カ月以内に提出する場合。なお、誕生日の前日から3カ月を過ぎて提出する場合は所得証明対象年が異なる場合があります。

- 所得証明対象年が不明の場合は『給付金専用ダイヤル』へお問い合わせください。

所得状況届の記入方法

老 年 年金生活者支援給付金 所得状況届

65歳 到達者用

※ 同封のリーフレットの記入例をご確認いただき、本枠内についてご記入ください。

1. 年金生活者支援給付金を請求する方(ご本人)の内容をご記入ください。

① 個人番号(または基礎年金番号)
※ 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 生年月日

③ 氏名

④ 郵便番号

⑤ 住所

⑥ 所得証明対象年

⑦ 合計所得金額
(地方税出納が基礎13号)

⑧ 公的年金等収入金額

⑨ 公的年金等に係る雑所得の金額

前年所得合計額

課税状況

⑩ 世帯課税区分(機構使用欄)

⑪ 照会年月日(機構使用欄)

2. 証明を受ける時点のご本人と同一世帯員についてご記入ください。
(証明日が65歳になる誕生日の前日以降となる場合は、65歳になる誕生日の前日時点での同一世帯員についてご記入ください。)

世帯員1

世帯員2

※ 3人目以降は裏面に記入してください。

備考欄

この届書の記載内容に、相違ありません。(所得証明書等を添付する場合は下記の証明は不要)

令和 年 月 日

市町村長

2410 1016 005

1

請求者の個人番号（または基礎年金番号）、生年月日、氏名、郵便番号、住所をご記入ください。

※ マイナンバー（個人番号）を記載した場合は、年金生活者支援給付金請求書の裏面【マイナンバー（個人番号）により請求する際の添付書類について】をご参照ください。

2

上記「所得状況届を記入する際の留意事項」の「② 所得証明対象年について」をご参照のうえ、ご記入ください。

3

証明を受ける時点のご本人と同一世帯の方の氏名、生年月日をご記入ください。

（証明日が65歳になる誕生日の前日以降となる場合は、65歳になる誕生日の前日時点での同一世帯の方の氏名、生年月日をご記入ください。）

市町村の証明を受けてください。

（所得証明書等と世帯全員の住民票を添付する場合、証明は不要です。）

留意事項

○ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 年金が全額支給停止のとき
- ③ 刑事施設等に拘禁されているとき

上記の①または③に該当した場合は必ず届出が必要となりますので、『給付金専用ダイヤル』または年金事務所にご相談ください。

○ 世帯構成が変更になった場合等

所得等の要件により不該当となった方でも、世帯構成の変更や所得の更正等により支給要件に該当した場合は、あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができますので、お早めにご相談ください。

年金生活者支援給付金相談チャット等でのお問い合わせ

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「年金生活者支援給付金相談チャット」を開設しています。

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>



- 年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種手続き等について、「日本年金機構ホームページ」でもご案内しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shienkyufukin-sougou.html>



お電話でのお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ



0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。

ナビダイヤル® 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合 (東京) **03-5539-2216**

受付時間	月 曜 日※1	8:30～19:00
	火～金曜日	8:30～17:15
	第2土曜日※2	9:30～16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。

<代理の方がおかけになる場合>

- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- マイナンバーでのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。